

京都市告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和4年10月11日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人京都視覚障害者支援センター（理事長 野村武夫）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市西京区大枝東長町1番地の67

3 事業所の名称

美鈴治療院

4 事業所の所在地

京都市北区小山北大野町61番地

5 指定する事業の種類

就労継続支援B型

6 指定年月日

令和4年10月1日

7 事業所番号

2614081236

(保健福祉局障害保健福祉推進室)